

大きな地震の後は… 電気火災にもご注意を！

地震による火災の5割以上が、「電気」が原因という事実をご存じですか。東日本大震災の本震による火災で、原因が特定された108件のうち54%が電気関係の出火という統計*も出ています。

*日本火災学会誌「2011年東日本大震災火災等調査報告書」より作成

電気火災とは？

- 地震の揺れに伴った電気機器からの出火
 - 電気ストーブが転倒して出火
 - 照明器具が落下・転倒し可燃物に着火
 - 転倒した水槽の水がコンセントにかかり着火
- 電気が復旧した時に発生する火災(通電火災)
 - ① 地震発生(停電)
 - 停電発生
 - 家具転倒し、「電気コードが損傷」
 - ② 避難・留守中(通電)
 - 停電した状態から通電、通電の瞬間、コードがショート
 - ③ 火災発生
 - 散乱した室内で近くの燃えやすいものに着火

地震後は「電源OFFの徹底」で家と地域をまもりましょう

電気火災を起こさないためにできること

1. 地震後は、電気機器のスイッチオフ
2. 使わない器具の電源プラグをコンセントから抜く
3. 避難する場合はブレーカーを切る
4. 「感震ブレーカー※」の設置も有効です

※感震ブレーカーには種類や設置の際の注意点があります。詳しくは右記のホームページをご覧ください。

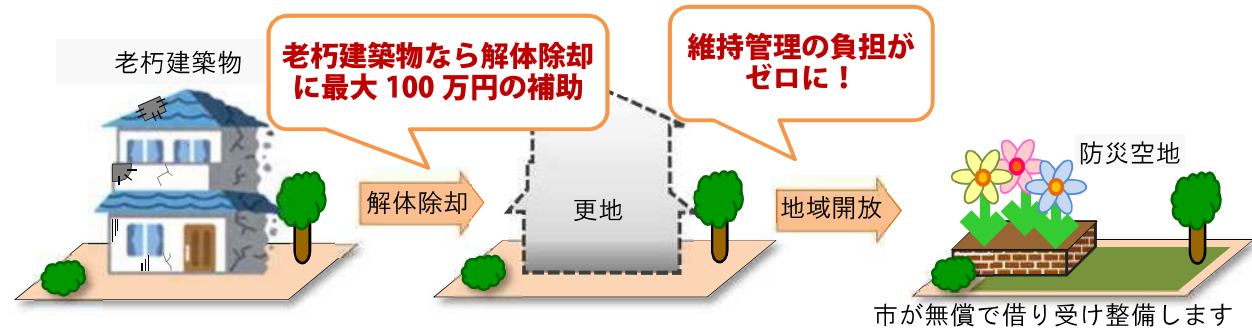


川崎市 HP 感震ブレーカーについて <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000129780.html>

老朽建築物を除去して防災空地にしませんか？

地震災害時の火災延焼被害を抑制するために空地を確保することが重要です。市では、民有地を一定期間、無償でお借りし地域へ開放する防災空地の整備を進めています。防災空地は固定資産税・都市計画税が非課税となります。

身近な交流広場としても利用できます



「防災空地に興味がある！」という方はお気軽にお問合せください

幸町周辺地区の防災まちづくり お問い合わせ先

不燃化重点対策地区における各種制度の詳細は右記のホームページをご覧ください。下記のお問合せ先へご連絡ください。

川崎市 不燃化 検索



<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018063.html>

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 電話：044-200-2731 (直通)

編集協力：(株)都市環境研究所

幸町周辺地区

防災まちづくり通信

幸町・中幸町・南幸町・都町・新明町の不燃化重点対策地区内の皆さま

燃えにくいまちづくり進行中！

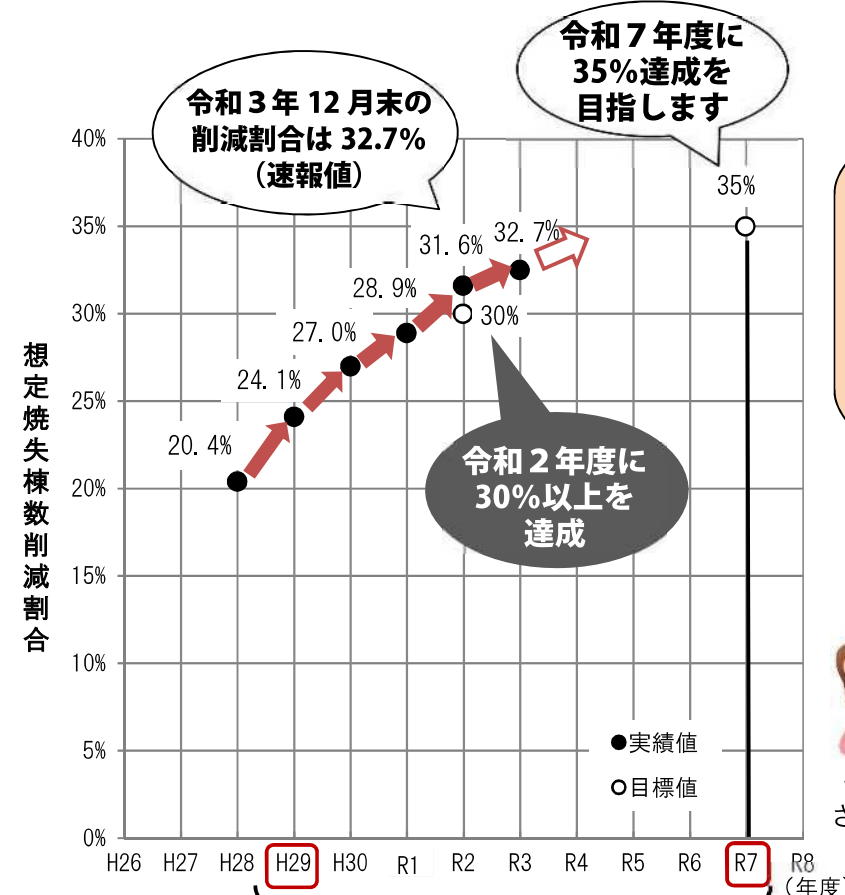
想定焼失棟数削減割合の目標値と達成状況

不燃化重点対策地区である小田周辺地区、幸町周辺地区は、川崎市総合計画において、「大規模地震時の想定焼失棟数*の削減割合」(平成21年度川崎市地震被害想定に対する削減割合)の目標値を定めています。

幸町周辺地区では、令和7年度までに35%以上削減することを目指しています。

令和3年12月末における想定焼失棟数削減割合は32.7%(速報値)です。引き続き、老朽建築物の解体除却工事や耐火性能強化工事への支援など、密集市街地の改善を進めていきます。

*大規模地震時の想定焼失棟数とは、川崎市直下の地震(M7.3)が起きたと仮定して、火災が発生しても消防車が来られず6時間後に焼失している棟数を、火災延焼シミュレーションで推計した値です。



平成21年の推計では、大規模地震時に幸町周辺で約300棟が焼失すると想定されているぞ。これらを改善するために、燃えにくいまちづくりが必要になってくるのじゃ

防災博士 川崎丈夫

燃えにくいまちづくりって？ 幸町周辺のまちはどう変わるの？

幸町在住 さっちゃん

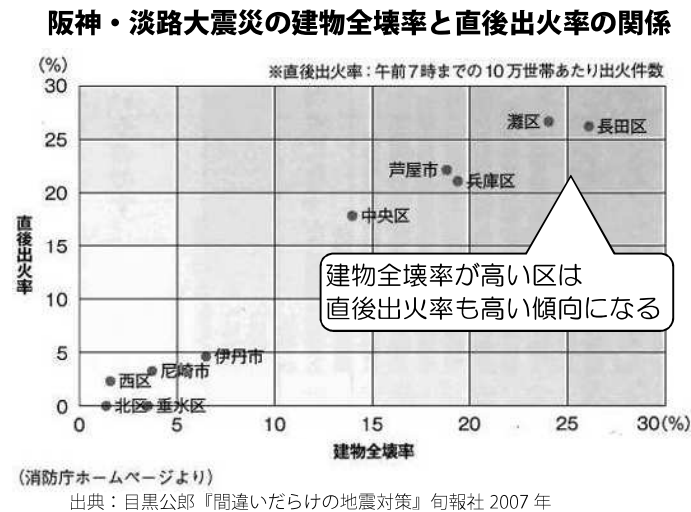
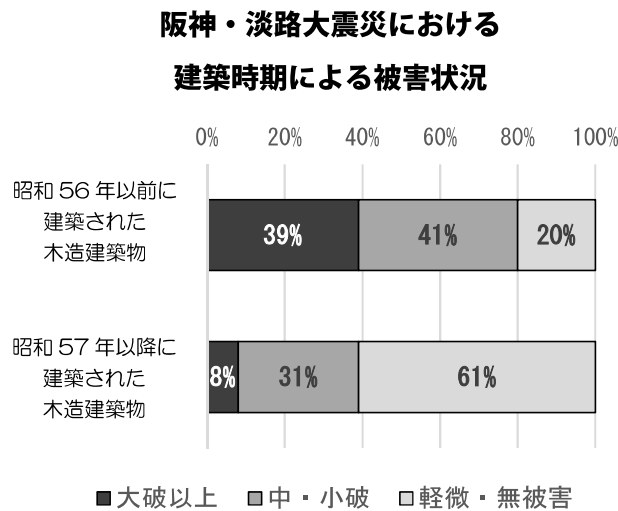
→次ページへ！

燃えにくいまちづくりを進めるために

「出火を減らす」「燃え広がりにくくする」ことが重要です

◆ 地震で倒壊してしまう古い建物を減らすと、出火を減らせる可能性があります

阪神・淡路大震災では、建築基準法の耐震基準が強化された昭和56年以前に建てられた建物に多くの被害がみられ、8割の建物に大破以上、中・小破の被害が出ています。また、建物全壊率が高いほど直後出火率が高かったとされています。建物の倒壊により消火活動もしにくくなることから、建て替えにより古い建物を減らすと、出火の危険を少なくできる可能性があります。



◆ 耐火構造・準耐火構造など燃えにくい建物が増えると、燃え広がりにくくなります

耐火構造・準耐火構造の建築物は、建物の壁や天井、屋根、窓など主要な構造部が、一定時間以上、外からの火に耐えられて、中に出火しても他の部屋や屋外に燃え移らないよう、法律で決められた性能があり燃え広がりにくくなっています。

それに対して、防火構造は、外からの火には最低30分耐えられますが、中から出火した場合に燃え移りやすい構造になっています。



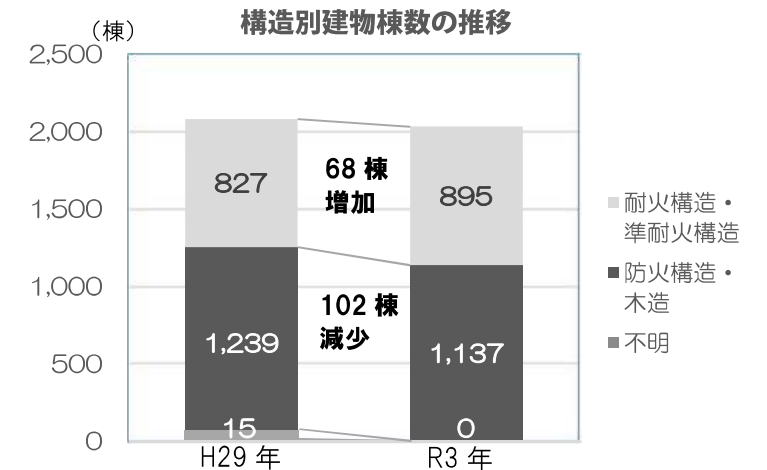
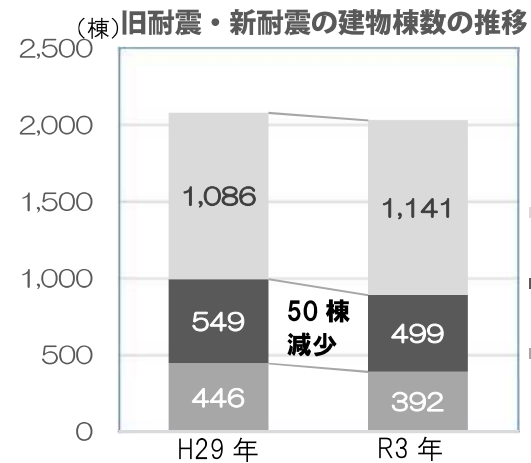
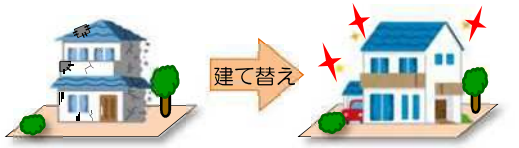
耐火・準耐火構造が増えれば燃えにくいまちづくりが進むのね。

そうじゃ。少しずつ燃えにくいまちづくりが進んでいるぞ。

幸町周辺地区の不燃化へ向けた建て替えが進んでいます

幸町周辺の不燃化重点対策地区では、平成29年末から令和3年末の4年間で、建て替えや古い建物の除却が進み、

- 昭和56年以前の古い建物は50棟減りました。
- 防火構造・木造の燃えやすい建物が102棟減り、耐火構造・準耐火構造の燃えにくい建物が68棟増えました。



建て替えや古い建物の除却が進み、耐火・準耐火構造が増えることで、燃え広がるまでの時間を遅らせることができます。

H29年とR3年の火災延焼シミュレーションの結果を比べると3時間後の延焼範囲が狭くなっていることがわかります。



上記のH29年、R3年ともに北の風8m/秒の条件で任意の出火点を設定し、消火活動が行われなかった場合の火災延焼シミュレーションの結果です。なお、条件等で延焼範囲は変化します。

燃えにくいまちづくりに向けて前進中!

個々の建替えで幸町周辺地区全体の「燃えにくいまちづくり」が進んでいます。

川崎市の支援制度をご活用ください

防災性や住環境の向上のために、今後も密集市街地の改善を推進していきます。解体除却や耐火性能強化の支援制度をご活用ください。

	補助要件	補助率
老朽建築物の解体除却工事	旧耐震基準または耐用年数を経過した老朽建築物	次のうち最も低い金額 ①実費×3分の2 ②延べ面積×2万円×3分の2 ③上限100万円
耐火性能強化工事(新築等)	耐火性能の基準を満たす建物で 準防火地域の2階建て以下・延べ面積500㎡以内 防火地域の1階建て以下・延べ面積50㎡以内	延べ面積に応じて 8~200万円